

国際耕種株式会社 コンプライアンス管理規定

(総則)

第1条 この規定は、国際耕種株式会社におけるコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての従業員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢を確立し、国際耕種株式会社の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、社内規則及び社会倫理（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

(経営基本方針)

第3条 会社は、別に定める企業行動憲章に従い、コンプライアンスを経営の基本方針とする。

(従業員の責務)

第4条 従業員は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識をもって日々の業務を遂行する責務を有する。

(従業員の禁止事項)

第5条 従業員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の従業員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第6条 従業員は、他の従業員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別に定める「内部通報規定」に従い、速やかに会社に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第7条 会社は第5条の規定に違反した従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等をすることができる。

(免責の制限)

第8条 従業員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責

任を免れることはできない。

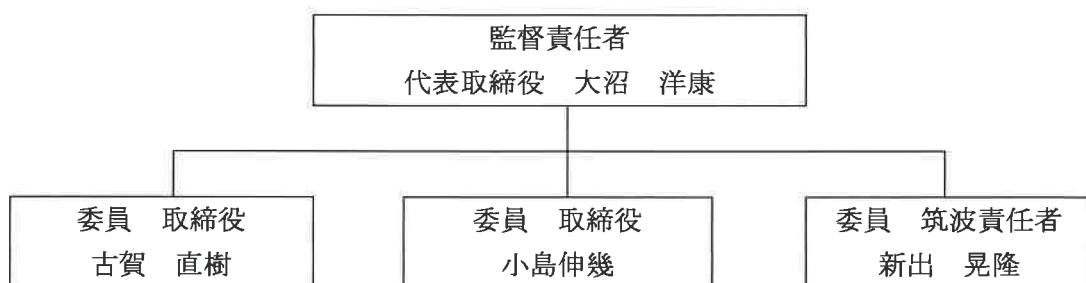
- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の従業員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第9条 従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス監督機関に相談しなければならない。

(コンプライアンス監督機関の設置)

第10条 会社は、コンプライアンスに則った適正な企業行動を推進／監督するため、以下に示すコンプライアンス監督機関を設置する。



(コンプライアンス研修)

第11条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

この規定は、2015年1月30日より実施する。

2019年2月に改訂：委員（筑波責任者）を変更した。



国際耕種株式会社